**専門業務型裁量労働制に関する労使協定**

　　　　　株式会社と　　　　労働組合は、労働基準法第３８条の３の規定に基づき専門業務型裁量労働制（以下単に「本制度」という）に関し、次のとおり協定する。

（対象従業員）

第１条　本協定は、次の各号に掲げる従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。

（１） において新商品又は新技術の研究開発の業務に従事する従業員

（２） において情報処理システムの分析又は設計の業務に従事する従業員

（専門業務型裁量労働制の原則）

第２条　対象従業員に対しては、会社は業務遂行の手段及び時間配分の決定等につき具体的な指示をしないものとする。

（従業員の同意による導入）

第３条　本制度の適用に際し、会社は事前に対象従業員の同意を得なければならない。会社は、導入にあたり、当該対象従業員に本制度の概要、本制度下で適用される賃金・評価制度の内容、同意しなかった場合の配置及び処遇につき、明示の上、説明を行うものとする。

（不同意による不利益取扱い禁止）

第４条　会社は、従業員に対し、前項の同意をしなかったことを理由に解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

（同意の撤回）

第５条　対象従業員は、第３項に規定の同意を撤回することができる。同意が撤回された場合の処遇は、同意がなされる前の当該労働者に的胃湯押される人事制度及び賃金制度を基準に決定することとする。

（みなし労働時間）

第６条　対象従業員が、所定労働日に勤務した場合は、就業規則第　　条に定める就業時間に関わらず、１日８時間労働したものとみなす。

（時間外手当）

第４条　みなし労働時間が就業規則第　　条に定める所定労働時間を超える部分については、時間外労働として取り扱い、賃金規定第　　条の定めるところにより割増賃金を支払う。

（休憩、休日）

第５条　対象従業員の休憩、所定休日は就業規則第　　条の定めるところによる。

（対象従業員の出勤等の際の手続）

第６条　対象従業員は、出勤した日については、入退室時にＩＤカードによる時刻の記録を行わなければならない。

２　対象従業員が所定休日に勤務する場合は、事前に所属長に申請し、許可を得なければならない。所属長の許可を得た場合、対象従業員の休日労働に対しては、賃金規定第　　条の定めるところにより割増賃金を支払う。

３　対象従業員が深夜（午後１０時から午前５時まで）に勤務する場合は、事前に所属長に申請し、許可を得なければならない。所属長の許可を得た場合、対象従業員の深夜労働に対しては、賃金規定第　　条の定めるところにより割増賃金を支払う。

（対象従業員の健康と福祉の確保）

第７条　対象従業員の健康と福祉を確保するために、次の措置を講ずるものとする。

１　対象従業員の健康状態を把握するために次の措置を実施する。

イ　所属長は、入退室時のＩＤカードの記録により、対象従業員の在社時間を把握する。

ロ　対象従業員は、２ヵ月に１回、自己の健康状態について所定の「自己診断カード」に記入の上、所属長に提出する。

ハ　所属長は、ロの自己診断カードを受領後、速やかに、対象従業員ごとに健康状態等についてヒアリングを行う。

２　使用者は、１の結果をとりまとめ、産業医に提出するとともに、産業医が必要と認めるときには、次の措置を実施する。

イ　定期健康診断とは別に、特別健康診断を実施する。

ロ　特別休暇を付与する。

３　精神・身体両面の健康についての相談室を人事部に設置する。

（裁量労働適用の中止）

第８条　前条の措置の結果、対象従業員に専門業務型裁量労働制を適用することがふさわしくないと認められた場合又は対象従業員が専門業務型裁量労働制の適用の中止を申し出た場合は、使用者は、当該労働者に専門業務型裁量労働制を適用しないものとする。

（対象従業員の苦情の処理）

第９条　社員より選出された苦情処理委員は、裁量労働従事者からの裁量労働制の運用に関する事項、裁量労働従事者に適用している評価制度、これに対応する賃金制度等の処遇制度全般の苦情を受け、定期的に総務部に報告するものとし、総務部はその報告に対し適切な措置を講ずるものとする。

２　苦情処理委員は、相談者の秘密を厳守し、プライバシーの保護に努めるとともに、必要に応じて実態調査を行い、解決策等を労使に報告する。

（勤務状況等の保存）

第１０条　使用者は、対象従業員の勤務状況、対象従業員の健康と福祉確保のために講じた措置、対象従業員からの苦情について講じた措置の記録をこの協定の有効期間の始期から有効期間満了後３年間を経過する時まで保存することとする。

（有効期間）

第１１条　この協定の有効期間は、令和　　年　　月　　日から同　　年　　月　　日までの○年間とする。

　令和　　年 月　　日

株式会社

代表取締役 　　　　　　　　　㊞

労働組合

　　　　　　　　　　　　　　執行委員長　　 　　 　　　　 ㊞